

島根県立ふるさと森林公園管理運営業務 説明書

- 1 業務名 令和7年度 島根県立ふるさと森林公園管理運営業務
- 2 業務場所 松江市宍道町佐々布 ふるさと森林公園（県有地部分）地内
- 3 業務概要 本業務は、ふるさと森林公園を活用して森林の機能及び林業に関する県民の理解を深め、併せて県民の保健休養等に資するために、また、森林・林業に関する啓発活動の拠点となる森林学習展示館の管理運営や利用促進、公園内の施設や植栽木等の管理を適切に行うものである。

4 施設概要

- (1) 業務対象面積 30.4ha（県有地のうち緑化センター12.3ha除く）
 ※公園全体面積 49.9ha（県有地42.7ha、松江市市有地7.2ha）

(2) 施設の内容等

施設名	内容・活用方法等
森林学習展示館	森林との関わりと、森林・林業について基礎的な知識が学べるように、視聴覚機材、パネル、標本、模型等を展示している。 また、研修用として学習室、木工機器を設置している。
日本庭園	築山と苔の緑、岩と松のコントラストを生かした庭園を設置
第1駐車場	自家用車、身障者用、大型バス、114台の駐車スペースを確保
第2駐車場	自家用車35台分の駐車スペースを確保
第3駐車場	自家用車、身障者用、95台の駐車スペースを確保
第4駐車場	自家用車62台分の駐車スペースを確保
第2駐車場トレ	駐車場脇 1棟（浄化槽処理）
第3駐車場トレ	駐車場脇 1棟（浄化槽処理） 多目的広場（身障者用）1棟（1基）（浄化槽処理）
第1展望広場・展望台	木製展望台からは、簸川平野、宍道湖、出雲市、松江市が一望できる。 木製展望デッキが1基ある
第2展望広場	公園の西端に位置し、出雲縁結び空港、宍道湖、中国山地の山々が展望できる。 公園内では最も高い標高に位置している 東屋・木製展望デッキが各1基ある
第3展望広場	出雲縁結び空港、宍道湖、簸川平野が間近に展望できる。 木製展望デッキが1基ある
園内道路	各施設をつなぐ2.2kmの道路（W=3.0m）を配置
さくら街道	幹線車道沿いの3kmにわたってサクラ、ウツギ等を植栽

施設名	内容・活用方法等
多目的広場	芝生の広場は、遠足、催し行事、家族の休憩の場など多目的に利用できる。また、遊具等が設置してある
健康の森 (林間アスレチック)	林間を利用した散策コースがある また木製アスレチックが11基設置してある
生産の森	ドングリのなる広葉樹が植栽されている人工林
果実の森	木の結実をついばむ野鳥を観察できる
梅園	ウメを植栽し、結実時には来園者に収穫してもらう
薬草・薬木園	ヨモギ、ドクダミなど県内の森林に自生する薬草や薬木が植栽されている
野鳥の森	自然林に野鳥が好む実のなる木を加え、各種の野鳥を観察できる森である
湿地性樹木園	水路沿いに高木・低木及び水辺植物を植栽

5 管理の基本理念

島根県立ふるさと森林公園並びに森林学習展示館（以下「ふるさと森林公園」という。）を多くの県民に活用してもらえよう、次のことを基本理念として委託業務の執行に努めるものとする。

- (1) ふるさと森林公園利用者の要望等に応じた施設運営
- (2) ふるさと森林公園管理区域の適正な維持管理
- (3) ふるさと森林公園利用者に対する森林・林業に関する普及啓発活動
- (4) 有料施設使用料の適切な徴収による施設利用者への利便向上と収入の確保
- (5) ふるさと森林公園利用の活性化並びに地域への定着化
- (6) 島根県農林水産部林業課緑化センターとの密接な連絡調整

6 業務の内容等

(1) 施設管理運営業務

学習展示館への来館者に対する受付並びに森林・林業・自然環境学習に関する普及啓発活動及び管理事務

また、施設の適切な管理を行うための巡視警備等を行う。

〔具体的な業務〕

①ふるさと森林公園の利用案内及び利用指導

②森とのふれあい推進活動及び指導、普及啓発

来館者に展示物等を活用して森林・林業・自然環境について説明を行う。

③施設使用許可申請書の取扱い

利用者調整、記入指導、内容確認、受付番号記入、許可書発行
施設の貸出、確認、文書・物品の収受

④使用料の徴収

有料施設利用者より使用料を徴収し、適正な金銭管理を行い、毎月の徴収金を翌月の10日までに、1か月分をまとめて徴収金を納付する。

- ・有料施設使用料の徴収
- ・現金の保管、専用口座での管理
- ・徴収金の納付
- ・受託収納計算書の報告（知事及び会計管理者）
- ・専用口座発生利息の報告

⑤学習展示館内及びその周辺の日常清掃

⑥ふるさと森林公園並びに学習展示館の利用状況の確認、記録（利用状況調査）

⑦火災及び盗難の防止

⑧施設設備の巡視及び警備

⑨施設内における秩序の維持

⑩緊急時の連絡、事故・火災の対応

初動対応まで

⑪その他管理運営事務等

- ・光熱費の支払い

電気料：学習展示館 2基、第1送水機 1基、第2送水機 2基、
第2駐車場 1基、多目的広場トイレ 1基、作業小屋 1基

水道料：学習展示館、第2駐車場、第3駐車場、多目的広場

ガス料：学習展示館

（2）施設設備維持管理業務

学習展示館内及び公園内の施設設備の維持管理業務（再委託も可）

- ・学習展示館の機械警備
- ・清掃（日常清掃：トイレ 3棟、定期清掃：学習展示館 2回/年ワックス含む）

- 水道貯水槽清掃（3基：展望広場受水槽 8m³、
第1・第2送水ポンプ所 5m³×2 1回/年）
- 浄化槽維持管理（学習展示館（協定に基づき松江市の施設と按分）、駐車場
トイレ2基、多目的広場トイレ1基 6回/年）
- 消防用設備保守点検（学習展示館）
- 浄化槽法定点検（駐車場便所2基、多目的広場便所1基）
- AEDの設置（レンタル）及び管理

（3）植栽管理業務

高度な専門的技術を要さない除草、下刈り、法面刈り払い、弱剪定等の植栽管理業務
(別紙1)

遊歩道の整備（下刈り）にあたっては、一律に下刈りを行うのではなく、森林学習の場として利活用できるよう、貴重植物等は残置すること。

（4）森林・林業・自然環境学習に関係する普及啓発活動等による森林公園の利用促進

普及啓発活動等の実施にあたっては、関係法令を遵守するとともに、森林公園の施設を利用するにあたっては、島根県立ふるさの森条例を遵守すること。

7 管理の基準

（1）使用料の額

施設 の 名 称		使 用 料 の 額
森林学習展示館	学習室	島根県立ふるさの森条例による

備考 学習室を使用する場合において、その使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、その使用時間が1時間を超える場合において1時間未満の端数の時間があるときは、その端数の時間は、1時間として計算する。

（2）森林学習展示館の開館時間

午前9時から午後5時まで

（3）森林学習展示館の休館日

12月28日から翌年1月4日まで

（4）その他

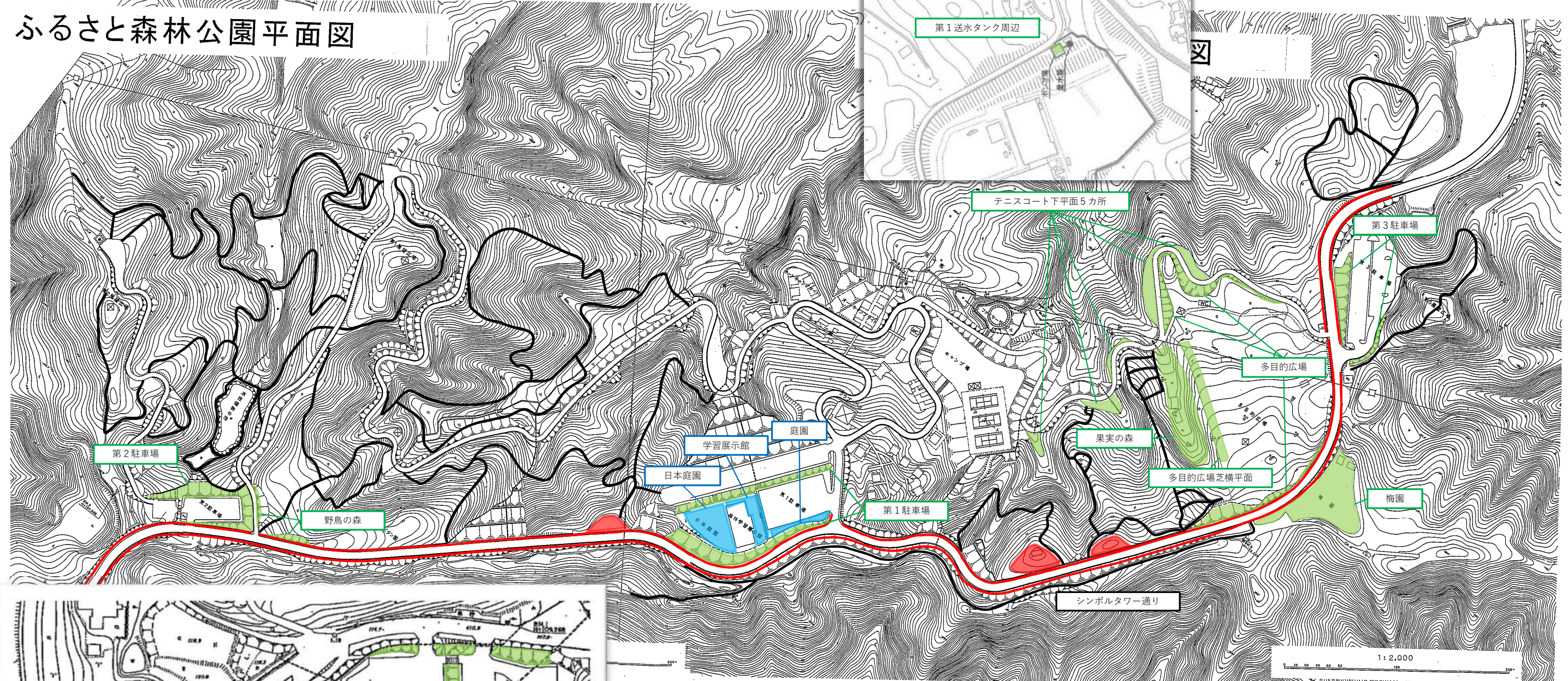
①第1駐車場照明灯点灯時間

日没から20時まで（1～2基、タイマー作動）

植栽管理業務内訳

工 種 等		数 量	単 位	回 数	
日本庭園	除草	1,233	m ²	2	
	刈り込み	寄せ植え	92.1	m ²	1
		玉物	11	本	1
	弱剪定	下木	3	本	1
		上木	19	本	1
		寄せ植え	11.5	m ²	1
庭園	除草	200	m ²	2	
	刈り込み	寄せ植え	92.1	m ²	1
		玉物	3	本	1
	弱剪定	上木	2	本	1
学習展示館	除草	276	m ²	1	
	芝刈り	276	m ²	1	
	刈り込み	26	m ²	1	
野鳥の森	下刈り	710	m ²	2	
石碑周辺	刈払い	645	m ²	2	
本線	法面刈払い	10,683	m ²	2	
遊歩道	下刈り	4,800	m ²	1	
多目的広場	法面刈払い	3,990	m ²	2	
果実の森	下刈り	2,400	m ²	2	
第1駐車場	法面刈払い	1,920	m ²	2	
第2駐車場	法面刈払い	1,299	m ²	2	
第3駐車場	法面刈払い	560	m ²	2	
第4駐車場	法面刈払い	1,660	m ²	2	
テニスコート下平面5カ所	下刈り	2,300	m ²	2	
多目的広場芝横平面	下刈り	720	m ²	2	
シンボルタワー通り	下刈り	2,900	m ²	2	
梅園	下刈り	2,730	m ²	2	
	刈り込み	寄せ植え	25	m ²	1
第1送水タンク周辺	下刈り	86	m ²	2	

ふるさと森林公園平面図



- 本線
- 遊歩道